

令和7年第3回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和7年3月25日（火） 鶴ヶ島市農業交流センター 研修室			
開 会 時 刻	午前 9時51分	宣 告 者	議長（会長） 町田 弘之	
閉 会 時 刻	午前10時49分	宣 告 者	議長（会長） 町田 弘之	
議 長	会長 町田 弘之			
委員の出席状況				
農業委員			農地利用最適化推進委員	
議席番号	氏 名	出欠席	氏 名	出欠席
1	沼 田 富 子	出席	高 沢 健 二	出席
2	岡 野 と し 子	出席	小 川 清 志	出席
3	比 留 間 正 道	欠席	吉 澤 弘 次	出席
4	須 藤 良 春	出席	新 井 一 三	出席
5	町 田 弘 之	出席	瀧 島 誠	出席
6	沼 倉 裕 之	出席		
7	小 川 佐 智 恵	出席		
8	長 谷 川 正 博	出席		
9	新 井 正 美	出席		
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況	
			職 名	氏 名
			事 務 局 長	玉 木 亨
			次 長	遠 藤 俊 一
			主 任	岩 波 圭 介
議事の日程				
日程第1	議事録署名委員の指名について			
日程第2	議案第 9号 農地法第3条の規定による許可について			
日程第3	議案第10号 農用地利用集積計画の決定について			
日程第4	議案第11号 農用地利用集積等促進計画について			
日程第5	報告第 3号 報告事項について			
日程第6	その他			
議事（担当）		内容		
開会	議長	農業委員9名中8名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。 なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。 これより令和7年第3回農業委員会総会を開会します。		

日程第 1	議長	議事録署名委員の指名について 議席番号 1 番 沼田 富子 委員 議席番号 4 番 須藤 良春 委員 を指名します。
日程第 2	議長 事務局	「農地法第 3 条の規定による許可について」を議題といたします。 1 番について、事務局より説明願います。 まずは許可申請書等で確認した譲受人の状況を説明し、その後議案書等をもとに申請理由等の内容を説明いたします。 譲受人の状況を説明いたします。 世帯員等の経営農地の状況は、鶴ヶ島市に畑で 1, 2 2 9 m²、川越市に畑で 6, 0 2 5 m²、田で 1, 5 0 1 m²を所有しており、適正に管理されている状況です。 次に農作業の従事状況は、譲受人が 2 2 0 日、そのほかに 2 人の娘が従事しているとのことです。 次に周辺地域との関係では、「話し合い活動への参加、共同利用施設の取り決めの遵守、害獣被害対策への協力等を行う」とのことです。 譲受人の状況の概要は以上です。 次に、申請の内容について、議案書等をもとに、説明します。 申請地は、市立鶴ヶ島第二小学校の南西約 6 0 0 メートルに位置する第 2 種農地で、農業振興地域内の農用地に指定されています。 譲受人は保育園の法人役員を務める傍ら、4 0 年以上農業に携わってきました。 鶴ヶ島市に 1, 2 2 9 m²の畑、川越市に 6, 0 2 5 m²の畑と 1, 5 0 1 m²の田があり、水稻、果樹、野菜を栽培しています。 収穫物は知人に個人販売するほか、周辺住民、高齢者への見守り・交流、支援活動の一環として提供しています。 申請地では現在ある栗の木に加えて、さらに 5 本の苗木を植え、収穫量が増えたら鶴ヶ島の直売所での販売、また、保育園のこどもへの食育教育としても提供したいと考えているようです。 譲渡人のうちの 1 人は 7 年前に体調を崩しており、残る 1 人も畑の管理が難しくなっており、譲渡の打診があったとのことです。 申請地は自宅から近いこともあり、地域の高齢者支援活動を円滑に進めることができると考え、購入を決めたとのことです。

	今後も地域全体の地産地消を促進し、地域に貢献していきたいと考えているとのこと。
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
議長	担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	譲渡人に確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
農業委員	譲受人と耕作をする2名の年齢は。
事務局	譲受人は、申請時点で年齢は75歳です。 また、共同で耕作をする2人については、1人が44歳、もう1人が39歳であることを申請書類で確認しています。
推進委員	個人売買の購入者は加工して販売するのか。 また、現在、栗の木が8本植わっており、今後5本増やすとのことだが、当該農地の面積では少ないと感じる。
事務局	収穫物の購入者は加工して販売している業者ではなく、個人で消費するために購入をしていると聞いています。 また、栗の木の本数が農地の面積と比較して少ないという指摘について、その規模が妥当であるかどうかというのは事務局では判断が付きませんでした。 については、指摘のあった点については、所有する農地全体を効率的に利用するよう譲受人に伝えたいと考えています。
農業委員	栗の木は虫が発生しやすく、強力な殺虫剤を散布することとなると思う。周辺住民への対策はどうなっているか。
事務局	事務局としても申請の事前相談があった段階から申請人に対し、周辺住民への理解を求めることをお願いしています。 申請者は承知をした上で申請に至っておりますので、周辺住民への説明をしていただけるものと考えております。 また、改めて周辺住民の理解を求めることについては、申請

	者に伝えていきたいと考えています。
	(質問・意見なし)
議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員のため、本件につきましては、「許可」とすることに決定しました。
議長	次に２番について、事務局より説明願います。
事務局	申請地は、市立鶴ヶ島第二小学校の北約２９０メートルに位置する第２種農地で、農業振興地域内の農用地に指定されています。 譲受人の現状は先程の１番で説明したとおりです。 申請地では大根とサツマイモを栽培し、収穫物を鶴ヶ島の直売所で販売、また、保育園のこどもに芋掘り体験を提供し、食の大切さを伝えたいと考えているとのこと。 譲渡人は約１５年前から農地の管理が困難になっており、譲渡の打診があったとのこと。 申請地は自宅から近いこともあり、地域の高齢者支援活動を円滑に進めることができると考え、購入を決めたとのこと。 今後も地域全体の地産地消を促進し、地域に貢献していきたいと考えているとのこと。
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
議長	担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	譲渡人に確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

	農業委員	畑と田を含めて１ヘクタールほどの農地を所有しているが、耕作者は７５歳、４４歳、３９歳の女性３名ということで、農作業はかなりハードな状況だと思う。農機具等機械の所有状況は。
	事務局	機械の保有の状況は、申請書に記載されている台数についてご報告します。 軽トラック２台、自走式の草刈機４台、耕運機２台を所有しています。 譲受人は、機械操作、営農経験が４０年以上あります。また、耕作者のうち１人は埼玉県農業大学校を卒業しており、機械操作の実技講習も受けており、実際に保有している農地の管理も行っているので、問題がないと認識しています。
	議長	その他、質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)
	議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
	議長	挙手全員のため、本件につきましては、「許可」とすることに決定しました。
日程第３	議長	議案第１０号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 １番から３番については関連がありますので、一括して事務局より説明願います。
	事務局	借受人は、現在、川越市で、水稻・麦・野菜を約１．７ヘクタールの圃場で栽培、営農をしており、営農規模拡大のため、今回新たに利用権の設定を行うものです。期間は、令和７年４月１日から令和１７年３月３１日までの１０年となっています。 なお、借受人は、現在経過措置期間である旧法の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に規定している「全部耕作要件」「常時従事要件」などの要件を満たしていますので、特に問題は見受けられませんでした。

	次に申請地について説明します。 1 番について説明します。 申請地は、市立栄小学校の東約 7 0 0 メートルに位置する第 1 種農地で、農業振興地域内の農用地に指定されています。 なお、1 筆については、当初から農用地の指定はされていません。 面積は、4 筆で 2, 2 8 1 m²となっています。 2 番について説明します。 申請地は、市立栄小学校の東約 7 0 0 メートルに位置する第 1 種農地で、農業振興地域内の農用地に指定されています。 面積は、2 筆で 9 4 9 . 2 5 m²となっています。 3 番について説明します。 申請地は、市立栄小学校の東約 7 0 0 メートルに位置する第 1 種農地で、農業振興地域内の農用地に指定されています。 面積は、3 筆で 8, 8 0 5 m²となっています。
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	借受人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。
議長	担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	貸付人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
農業委員	借受人の経営状況、機械の所有状況を確認したい。
事務局	機械の保有状況は、耕運機 3 台、トラクター 5 台、もみすり機 1 台、乾燥機 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、トラック 3 台です。 借受人は、平成 2 5 年に埼玉県川越農林振興センターに就農相談をされ、平成 2 6 年から、いるま地域明日の農業担い手育成塾で 2 年間研修し、平成 2 8 年から認定新規就農者、現在は認定農業者として川越市で営農しています。
農業委員	資料の現地写真を見ると、農地の一部に砂利が出ているように見えるが。去年は耕作されていたのか。

事務局	当該農地は、地目が田でありますが、昨年の耕作状況は確認できていません。農地は水路を挟んでおり、水を引ける状況であり稲作を行うことは確認しています。
推進委員	砂利が出ている部分は昨年は耕作していない。東側半分は耕作をしていた。
議長	その他、質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)
議長	特段ないようですので質疑を終了し、1番から3番について、順次採決を行います。 1番について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。
議長	次に2番について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。
議長	次に3番について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。
議長	次に4番について事務局より説明願います。
事務局	申請地は、市立新町小学校の南西約140メートルに位置する第1種農地で、農業振興地域内の農用地に指定されています。面積は、314㎡となっています。 借受人は、市内で、1,290㎡の圃場で露地野菜を中心に栽培、営農をしており、営農規模拡大のため、今回新たに

	利用権の設定を行うものです。期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年となっています。 なお、借受人は、現在経過措置期間である旧法の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定している「全部耕作要件」「常時従事要件」などの要件を満たしていますので、特に問題は見受けられませんでした。
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	借受人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。
議長	担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	貸付人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)
議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 4番について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。
議長	次に5番についてを議題といたします。
議長	農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」により、委員は自己に関係のある議事に参与することができません。 このため、議案第10号の5番に係る委員の退席をお願いします。 (関係委員退席)
議長	事務局より説明願います。
事務局	申請地は、市立鶴ヶ島中学校の西約180メートルに位置

	する第1種農地で、農業振興地域内の農用地に指定されています。面積は、2筆で1, 530㎡となっています。 借受人は、令和6年3月に埼玉県農業大学校を卒業後、当該農地にて、貸付人のご家族や近隣生産者の協力のもと、有機栽培を中心に研修をしています。 栽培技術や農地の管理は特段問題はなく、現在経過措置期間である旧法の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定している「全部耕作要件」「常時従事要件」などの要件を満たしています。 そのため、新たに利用権の設定を行うものです。 期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年となっています。
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	借受人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。
議長	担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	貸付人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)
議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 5番について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。
議長	5番の議事が終了したので、関係する委員の入室を許可します。 (関係委員入室)
議長	次に6番について事務局より説明願います。
事務局	申請地は、鶴ヶ島市役所の西約270メートルに位置する

		第3種農地で、農業振興地域内の農用地に指定されています。面積は、2筆で3,041㎡となっています。 借受人である法人は、現在、市内では、大字下新田及び三ツ木地内で農産物の栽培を行っていますが、営農規模拡大のため、新たに利用権の設定を行うものです。 期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となっています。 なお、借受人は、現在経過措置期間である旧法の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定している「全部耕作要件」「常時従事要件」などの要件を満たしていますので、特に問題は見受けられませんでした。
	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	農業委員	借受人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。
	議長	担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	貸付人に確認した内容を報告します。 内容については、事務局の説明のとおりです。
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
		(質問・意見なし)
	議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 6番について、「可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。
		(挙手全員)
	議長	挙手全員のため、本件は、「可」とすることに決定しました。
日程第4	議長	議案第11号 「農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。 1番について、事務局より説明願います。
	事務局	申請地は、市立新町小学校の北約350メートルに位置する第1種農地で、農業振興地域内農地の農用地に指定されて

	います。面積は、3筆で2, 422㎡となっています。 この度、旧法にて利用権設定していた当該農地を引き続き、農地中間管理事業の推進に関する法律により賃借権の設定を行うものです。 期間は、令和7年7月1日から令和12年3月31日までの4年9か月となっています。 なお、転借人（耕作者）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定している「全部耕作要件」「常時従事要件」などの要件を満たしていますので、特に問題は見受けられませんでした。
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	転借人（耕作者）に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
議長	担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	貸付人に確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 （質問・意見なし）
議長	特にないようですので、以上で質疑を終了し、採決を行います。 農業委員会としての意見を決定します。本件につきましては、法で定める要件についての観点からの意見等はなかったと思われますが、よろしいでしょうか。 （同意）
議長	それでは、以上のことを踏まえ、本件について、「意見なし」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議長	挙手全員のため、本件は、「意見なし」とすることに決定しました。

議長	2 番について、事務局より説明願います。
事務局	申請地は、鶴ヶ島浄水場の西約 2 2 0 メートルに位置する第 2 種農地で、農業振興地域内の農用地に指定されています。面積は、2 筆で 3, 1 2 3 m²となっています。 この度、旧法にて利用権設定していた当該農地を引き続き、農地中間管理事業の推進に関する法律により賃借権の設定を行うものです。 期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 6 月 3 0 日までの 3 年となっています。 なお、転借人（耕作者）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定している「全部耕作要件」「常時従事要件」などの要件を満たしていますので、特に問題は見受けられませんでした。
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
事務局	転借人（耕作者）に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
議長	担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	貸付人に確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 （質問・意見なし）
議長	特にないようですので、以上で質疑を終了し、採決を行います。 農業委員会としての意見を決定します。本件につきましては、法で定める要件についての観点からの意見等はなかったと思われませんが、よろしいでしょうか。 （同意）
議長	それでは、以上のことを踏まえ、本件について、「意見なし」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

		(挙手全員)
	議長	挙手全員のため、本件は、「意見なし」とすることに決定しました。
日程第 5	議長	報告第 3 号「報告事項について」を議題といたします。 事務局より、説明（報告）をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明（報告）します。 ・農地法第 2 章第 1 節の許可及び不許可の状況 令和 7 年第 2 回総会における審議案件 1 件 ・農地法第 5 条の規定による許可の取消申出について なし ・農地法第 4 条の転用届出専決処分 1 件 ・農地法第 5 条の転用届出専決処分 なし ・農地法施行規則第 29 条第 1 号に基づく届出 1 件 ・農地改良等に係る届出 なし ・諸証明の発行 なし
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
		(質問・意見等なし)
	議長	特段ないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「承認」することに賛成する委員の挙手を求めます。
		(挙手全員)
	議長	挙手全員のため、「承認」することに決定しました。
日程第 6	議長	その他について、事務局より説明をお願いします。
	事務局	(令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について、統計情報等に基づいて策定した旨を説明)
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。
		(質問・意見なし)
	議長	特にないので質疑を終了し、採決を行います。令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり「承認」する

	議長 事務局	ことに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。よって、本件は「承認」することに決定しました。 その他、説明事項等がありますか。 特にありません。
議事録の署名	議長 事務局	それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。 本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を求める。 議長及び議事録署名委員（２名）の３名が署名する。
閉会	議長	以上をもって、令和７年第３回農業委員会総会を閉会します。